

令和2年度 第2回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 令和2年10月1日(木) 10時28分～11時45分
場 所 八戸市YSアリーナ1階 大会議室
出席委員 10名 安部委員、浮木委員、慶長委員、堤委員、石橋委員
鈴木委員、中山委員、二村委員、辺田委員、榎本委員

- 司会：それでは、定刻前ですが皆様お揃いですので、始めさせていただきます。
- 司会：ただ今より「令和2年度 第2回 八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。
- 司会：本日の会議は、委員10名全員が出席でございますので、本会議が成立することをご報告いたします。
- 司会：また、当会議は「会議の公開」と「会議録の公開」としており、会議録につきましては、市のホームページで公開することとしておりますので、ご了承願います。
- 司会：それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

- 司会：ありがとうございました。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきますが、まず、資料の確認をさせていただきます。
本日の資料は、「次第」、「席図」、「委員名簿」、そのほか、事前に送付しております、「【資料1】第4次八戸市男女共同参画基本計画登載事業一覧」、「【資料2】第4次八戸市男女共同参画基本計画登載事業名及び事業内容変更一覧」、「【資料3】第4次八戸市男女共同参画基本計画令和2年度進捗状況調査シート」、「【資料4】第4次八戸市男女共同参画基本計画 令和2年度進捗状況に対する事前質問・意見一覧表」の以上となりますが、資料の不足はございませんか。
- 司会：これより進行は、会長をお願いいたします。
- 会長：それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日の議題は1件で、「第4次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況について(令和2年度分)」です。
委員の皆様には、前もって基本計画の令和2年度進捗状況調査シート等を御確認いただき、質問や意見を頂いております。それらを取りまとめた【資料4】事前質問・意見一覧表をもとに議事を進めていきたいと思っております。

- 会長：今回、委員の皆様からの事前質問や意見等は、25件寄せられました。事前に提出された質問・意見について、委員から補足説明があればお話いただき、回答は担当課からお願いしたいと思います。

また、本日は出席している課が限られておりますが、新たに気づいた事への質問などがあれば最後に取り扱いたしたいと思います。

- 会長：まず、事務局から事前に送付いただいた資料について補足説明はございますか。

- 事務局：第4次八戸市男女共同参画基本計画「令和2年度分の進捗状況」の審議にあたり、お手元の資料のうち、各事業の変更点をまとめた【資料2 第4次八戸市男女共同参画基本計画登載事業 変更事項一覧】について、補足説明をさせていただきますので、資料2のご用意をお願いいたします。

最初に、追加事業の事業番号24番「住民活動保険制度」についてですが、こちらの事業につきましては、2ページ目をお開きいただきまして、廃止事業として掲載してございます事業番号23番「ボランティア活動支援事業」と関連しておりますことから、併せてご説明いたします。

追加事業の「住民活動保険制度」は、住民の保険料及び事務の負担軽減や、補償範囲の拡充などを目的とし、廃止事業となった「ボランティア活動支援事業」の見直し事業として、平成30年度から開始しているものです。

次に、1ページに戻りまして、中段、廃止事業をご覧ください。

事業番号9番「教育関係者への啓発パンフレットの作成」についてですが、前回の審議会でもご説明させていただきましたとおり、市民アンケートや学校教育関係者等研修会のアンケート結果などにより、学校現場における男女共同参画意識の浸透が伺えたことから、令和元年の配布をもって事業を廃止したものでございます。

次に、2ページをお開きください。

中段の「事業番号64番 児童館 耐震化 事業」についてですが、令和元年度をもって全耐震 補強 工事を完了したため、事業を廃止したものでございます。

次に、2ページから3ページに掛けて掲載の「事業担当課に変更が生じた事業について」ですが、機構改革に伴い、今年度からこども家庭相談室が新設されたことから、事業担当課が変更となったものでございます。

以上が、事務局からの資料に係る補足説明となります。

- 会長：それでは、【資料4】事前質問・意見一覧表のNo.順にしたがって進めたいと思います。

最初は、施策の基本方向Ⅰの「男女共同参画に向けた意識づくり」についてです。

【資料3】の進捗状況調査シートの1「施策情報」の注目指標に関することです。

「こちらは、私から「男女共同参画社会」という用語の認知度が年々低下している理由」

という質問と、「内閣府が発表している認知度も明示するなどでもよいのではないか、また注目指標のデータの出所としては「市民アンケート」からの算出であると明記した方がよいのではないか。」という意見です。

(補足説明)

- 会長：市民連携推進課より回答をお願いします。
- 市民連携推進課：「男女共同参画社会」という用語の認知度が徐々に減少している要因につきましては、平成27年度時点で男女共同参画社会基本法の成立から15年以上が経過しております。また、女性活躍推進法の成立に向けた国会での議論を受けて、「女性活躍」や「ワーク・ライフ・バランス」といった新しい用語が注目され始めたことなどが影響しているものと捉えております。

「男女共同参画社会」の実現は、市条例上の理念でございます。用語の認知度はそれを計る指標であることから、はちのへホコテンなどのイベント時や、市広報、ホームページなどの媒体での周知によって、用語の理解や意識醸成に努めているところでございます。

内閣府が発表している認知度の明示及び注目指標のデータの出所についてのご意見につきましては、次期基本計画策定に向けての参考とさせていただきたいと考えております。

なお、参考までに、委員の皆様のお手元にお配りしておりましたライトグリーンの手提げ袋は、去る9月27日に開催されました「はちのへホコテン」にて、周知啓発のため市民に配布したものでございます。以上でございます。

- 会長：次に2番目、事業No.1「意識啓発講演会開催事業」に関することです。委員から「中止となった市民大学講座と相応規模のイベント開催については、オンライン配信等の活用のほか、無理をせずPR等に留め、来年に繋がるよう工夫して取り組んではどうか。」との意見です。
- 会長：委員、補足説明はございませんか。

《補足なし》

- 会長：市民連携推進課より回答をお願いします。
- 市民連携推進課：前向きな御意見、大変ありがとうございます。実際のところ、八戸市民大学講座の中止が決定したことによりまして、多くの集客を見込み一講座として実施してきた意識啓発講演会の開催は大変難しいと考えております。現在、広く市民に対して、男女共同参画の必要性を普及するため、ほかの実施方法について検討して

いるところではございますが、費用に対して例年通りの効果が見込めないことなどが課題となっております。

また、並行して、情報発信事業などによる市民の意識啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

●会長：次に2ページにまいりまして、3番目、事業No.4「人権相談」に関することです。こちらは私から「コロナ禍でこれまで以上に何かしらの暮らしにおける人権問題が起きていることが想定されることから、9月に入り相談業務開始以来の現在の状況を伺いたい。」という質問でした。

●会長：くらし交通安全課より回答をお願いします。

●くらし交通安全課：人権相談は毎週水曜日行っておりまして、南郷地区は毎月第2火曜日に開催されており、再開後9月16日までに4回開催されまして、相談件数は2件となっております。

ちなみに今月末までに2回開催いたしましたが、こちらの相談件数は0件となっております。

参考までにそういった人権相談も休止しておりましたが、通年やっております法務局さんでの電話相談はみんなの人権110番、こどもの人権110番だったり、女性の人権ホットラインといった電話相談がございますので、そちらの相談は通年コロナ禍に関係なくお受けしていたというものでございます。そちらについては法務局さんが対応しておりましたので、件数は把握しておりませんが、電話相談は対応していたというものでございます。

●会長：次に4番目、同じく事業No.4「人権相談」に関する質問が委員から二つ寄せられています。

一つ目は、「例年であればどのような人権相談が多いのか」の質問と、二つ目は「DVの相談先に相談しづらく、人権相談として寄せられるケースがあるか否か。」という質問でした。

●会長：委員、補足説明はございませんか。

《補足なし》

●会長：くらし交通安全課より回答をお願いします。

●くらし交通安全課：①②合わせてお答えさせていただきたいと思います。人権相談は、各地域を管轄する法務局が行っておりまして、法務局内に設置される常設相談のほか、当課での人権相談のような市町村役場など法務局以外に設置されます特設相談が

ございます。人権擁護委員は、受けた相談内容について市を介することなく直接法務局へ報告することとなっておりますので、恐れ入りますが当課では相談内容を把握していない状況でございます。

なお、当課に直接DVに関する相談があった場合には、その相談なさっている方の状況に合わせまして、各担当課もしくは人権相談含む相談機関、警察ですとかの関係機関をご紹介させていただいている状況でございます。

- 会長：次に、5番目、事業No.7「苦情処理委員会の設置」に関することです。こちらは委員から、「苦情処理委員会の設置」の周知方法のアナウンスの仕方はどのようにされているか。」との質問でした。
- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：市民連携推進課より回答をお願いします。
- 市民連携推進課：苦情処理委員会とは、八戸市男女共同参画基本条例第14条第1項に定める「市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置」でございまして、かつ八戸市男女共同参画社会推進等に対する苦情に対応する仕組みとなっております。周知方法といたしましては、市ホームページに相談先や対応フローを掲載することにより、アナウンスしてございます。以上でございます。
- 会長：次に、3ページにまいりまして、6番目、事業No.8「教育関係者等研修会開催事業」に関することです。委員から「平成29年度に比べ、平成30年度と令和元年度の参加率が高くなったのは、LGBTというテーマが影響しているものか。」との質問でした。
- 会長：委員、補足説明はございませんか。

《補足なし》

- 会長：市民連携推進課より回答をお願いします。
- 市民連携推進課：この事業につきましては、市教育委員会との共催で実施しております。参加率が高まった直接的な理由としましては、H29年度は教職員向け研修のうち、選択研修との共催だったものを、H30年度からは重要性の高い研修と認識し、各校1名参加の職務研修としたことによるものでございます。
なお、LGBTに関するテーマについては、児童・生徒に身近なテーマであり、教職の

ニーズもあることから取り上げられたものでございまして、研修後のアンケート結果におきましても、H30年度、R1年度ともに高い満足度となっております。以上でございます。

- 会長：次に、7番目、同じく事業No.8「教育関係者等研修会開催事業」に関することです。

こちらは私から、「研修対象者以外、講師も研修内容にも違いがないが、予算が10万円ほど増額になっているのはなぜか。」という質問でした。

- 会長：市民連携推進より回答をお願いします。

- 市民連携推進課：この事業は、平成30年度から今年度までの3か年企画として、平成30年度は市内小・中学校の生徒指導主任主事、令和元年度は校長と受講対象として実施しているものでございます。今年度については、対象を教頭とし、11月2日にオンラインによる開催を予定しております。事業の予算がR2年度10万円ほど増額になっている理由につきましては、R1年度の事業費161,000円は執行済額で表記しているものでありまして、R2年度の事業費は予算額として計上されているもので、その結果10万円ほどの差異が生じているものでございます。ちなみに補正前の当初予算につきましては、平成30年度当初予算額264,000円、令和元年度は消費税増税を見込みまして、一時的に13,000円増額の277,000円となっておりますが、令和2年度は前年度比17,000円減額の260,000円と、年々予算額ベースとしましては減額となっております。例年、講師の謝礼や費用弁償、周知チラシ等に係る費用については、事業の継続性や不測の事態に備え予算確保しているものでありまして、令和元年度における補正後の予算執行率は、91.3%となっております。以上でございます。

- 会長：次に、4ページにまいりまして、8番目、事業No.16「鷗盟大学」に関することです。委員から「令和2年度の入学がないが、来年は通常通り開催するのか。オンラインのような開催計画はあるのか。」との質問でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：こちらは高齢福祉課より回答をいただきます。

- 高齢福祉課：来年度の鷗盟大学の開催につきましては、新型コロナウイルスの感染状況よっての判断になりますが、現在のところは感染防止に配慮しつつ、通常どおり開催する予定であります。授業のオンライン化については、学生が高齢であることから、動画を視聴できる通信機器を所持していない方が少なくないと思われることや、

鷗盟大学が学びの場であるとともに、そして高齢者の閉じこもりを予防し、仲間づくりを促す集いの場としての目的もあることから、現段階ではオンラインによる大学の開催の計画はございません。

ただし、現在の状況が来年度以降も続くのであれば、希望者は減少することが予想されますが、オンライン化も視野に入れて検討していかなければならないと考えております。以上でございます。

- 会長：次は、施策の基本方向Ⅱ「男女がともに活躍できる環境づくり」に関する事業についての事前質問にまいります。

初めに、9番目、事業No.19「女性チャレンジ講座開催事業」に関することです。委員から「今年度の公開講座の内容が決まっていれば教えてください。」との質問でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：市民連携推進課より回答をお願いします。

- 市民連携推進課：女性チャレンジ講座は、受講者を2年間の登録制とし、年7回の連続講座を毎年実施しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、連続講座を休止といたしましたが、その代替案としましては、昨年度から受講している9期生を対象としまして、2年目となるR3年度の連続講座に向けた受講者同士のネットワークの維持を目的とした講座を11月に1回、その他に一般市民等を対象としまして、次年度以降の新規受講者確保を目的とした公開講座を、12月に2回開催することといたしました。

現在、企画提案公募により、講座実施業務委託業者の選定準備を進めている段階にあります。内容につきましては、9期生を対象とした講座は、受講者アンケートで希望のあった「女性のためのキャリアデザイン研修」というテーマを予定しております。

また、公開講座の内容は委託業者の自由提案としておりますことから、現時点では未定となっております。10月中旬の委託業者決定時に確定する予定でございます。

なお、実施方法につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策として、受講者が集まる会場と遠方の講師をオンラインで接続する方法としました。公開講座の受講者募集は11月を予定しておりますが、その際には内容もあわせまして、委員の皆様へもお知らせしたいと考えております。以上でございます。

- 会長：次に、5ページにまいりまして、10番目の事業No.20「トーキングカフェ開催事業」に関することです。

委員から「コロナ禍で事業を実施するうえで工夫していることがあれば教えてほし

い。」との質問でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：市民連携推進課より回答をお願いします。

- 市民連携推進課：今年度のトーキングカフェ開催事業につきましては、現在、「このマチで何かしたい！このマチだから何かできる！」をテーマに、令和3年1月中旬から下旬に掛けて、八戸ポータルミュージアムでの開催に向けて準備を進めております。内容といたしましては、これまでどおり市長とゲストとの対談など2部構成で行う予定としております。

事業を実施するうえでは、感染症対策はもちろんのこと、今年度は意見交換の場面をワールド・カフェ方式からクロストーク方式に変更し、接触の機会を減らすなどの工夫をしつつ、参加者に楽しんで頂けるような企画を検討しております。

- 会長：次に、11番目、事業No.23「ボランティア活動支援事業及び事業」と、No.24「住民活動保険制度事業」に関することです。

こちらは委員から「実質全額支援になったこと」、「スクラム8圏域まで活動が広がったことから、広域にカバーされたことを評価したい。」との意見でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：市民連携推進課より、回答をお願いします。

- 市民連携推進課：当該事業につきましては、費用負担はもとより、事前の名簿登録や加入手続きが不要となったことで、八戸市民をはじめ、圏域住民の皆様が安心して、より自由な形でまちづくりに参加できるものと考えております。今後も、圏域市町村間での情報連携を密にしまして、事業を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

- 会長：次に12番目、同じく事業No.24「住民活動保険制度事業」に関することです。委員から「支払総額がかなり減っている理由は、単に支払件数が減っていることからか。」との質問でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足説明なし》

- 会長：市民連携推進課より回答をお願いします。
- 市民連携推進課：住民活動保険の支払総額の減額につきましては、委員お見込みのとおりです。平成30年度は支払件数が13件と多く、その要因の大半が、町内会活動中の事故でございました。そのため、令和元年度には、事業担当を、市民協働グループから主に町内会等関連業務を所管する地域連携グループに変更することで、町内会等に向けた事故発生状況の共有、注意喚起を強化しまして、事故防止、被害軽減に向けて取り組んでいるところでございます。支払件数の減少は、このような取組も効果の一つの要因となっていると言えるのではないかと認識しております。
- 会長：次に6ページにまいりまして、13番目、同じく事業No.24「住民活動保険制度事業」に関することです。
こちらは、委員から「市民が様々な活動をするときに安心して活動できるとても大切な制度だと思うので、もっと多くの市民に対する啓発に力を入れてほしい。」との意見です。
- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：市民連携推進課より回答をお願いします。
- 市民連携推進課：現在、制度概要、手続き等を掲載した、パンフレットを作成し、あわせて圏域市町村担当者へ提供し、関係町村毎の周知を図ってございます。当市におきましては、公民館、市民サービスセンター等の公共施設におけるパンフレット設置や、町内会向け回覧用パンフレットによる周知に加え、広報はちのへ、市ホームページ等による周知を行っております。引き続き、圏域町村と連携し、より一層の周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。
- 会長：次に、14番目、事業No.28「附属機関などの委員の男女構成比率に偏りが無い登用」に関することです。
委員から「審議会などの委員に占める女性割合がなかなか30%を超えられない印象なので、何とか人材育成や活躍する女性を発掘して、女性登用をしていただきたい。」との意見です。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 行政管理課：令和2年4月1日現在、当市では86の附属機関を設置し、総委員数は延べ645名、うち女性委員は178名であり、女性比率は27.6%となっております。附属機関等の委員の男女構成比率に偏りが無い登用につきましては、これまで八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱に基づき、男女構成比率において少ない方の割合を30%以上とする目標を掲げまして、各附属機関の委員委嘱の際には、できる限り女性委員を委嘱するよう努めているところでございます。しかしながら、市の附属機関全体といたしましては、これまで目標を達成できていない状況でございます。

その理由といたしましては、建築審査会とか文化財審議委員のように、専門知識や資格・経験を持った有識者に女性が少ないこと、また防災会議や国民保護協議会のように、法令に基づき指定された職等に女性が少ないこと、さらに市の附属機関全体といたしまして、各種団体や業界の代表者に女性が少ないといったことが挙げられます。その一方で、例えば男女共同参画審議会や子ども・子育て会議、教育支援委員会など女性比率が高い附属機関もございます。

こうした状況を踏まえ、当市では、女性比率を向上させるため、「女性チャレンジ講座」受講生へのPRや、男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」に公募記事を掲載しているほか、団体あての委員推薦依頼文において、できる限り女性の推薦を依頼する文言を記載するよう各課に促す等、女性委員の積極的な登用に向けて努めているところでございます。

市の政策を決定する附属機関は、住民一人ひとりの生活に影響を与えるものであることから、今後もできる限り男女に偏りなく委員が委嘱されるよう努めるとともに、多様な意見の反映、新たな人材発掘や育成等、適切な人材の活用を図ってまいりたいと考えております。

- 会長：次に、7ページにまいりまして15番目、事業No.33「市男性職員配偶者出産休暇および育児参加休暇の取得促進」に関して、委員から二つの質問が寄せられています。一つ目は、「市男性職員の配偶者出産休暇および育児参加休暇の取得状況が減少している理由」について、二つ目は、「市職員の育児休業の取得状況」についての質問でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：人事課より回答をお願いします。

- 人事課：まず1番目、「配偶者出産休暇および育児参加休暇の取得状況が減少している理由」についてでございますが、令和元年7月末と比較いたしますと、配偶者出産休暇の取得率が88.9%、平均取得日数が2.6日、育児参加休暇の平均取得率が55.6%、平均取得日数が3.5日であり、前年度同時期と比較して減少しております。

しかしながら、令和2年の進捗状況は4～7月の4か月間の状況でございますが、年度末までに進捗状況は変動するものと考えております。

なお、平成29年度から令和元年度までの年度末での進捗状況を比較しますと、取得率・平均取得日数ともに、概ね増加傾向にあると考えております。

次に二つ目の男性の市職員の育児休業の取得率でございますが、平成29年度0%、平成30年度4.7%、令和元年度15.2%と増加傾向にあります。以上でございます。

- 会長：委員、よろしいでしょうか。《追加質問等なし》

- 会長：次に、16番目、事業No.36「セクハラ防止」に関して、委員から二つ質問が寄せられております。一つ目は、「周知予定月」について、二つ目は、「以前の周知による相談の有無と、相談があった場合は件数について」との質問でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：産業労政課より回答をお願いします。

- 産業労政課：一点目、周知予定についてですが、国では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施するとしているため、市も、これに合わせて、広報はちのへやホームページへの掲載、ポスターやチラシの掲示等により周知に努めてまいります。また、市では、県労働委員会が毎月実施している無料の労働相談会について、チラシの設置や市ホームページへの掲載により適宜周知を行っている状況でございます。二点目の周知による相談の有無と件数についてでございますが、労働問題に関する相談があった際は、専門の相談窓口であります八戸労働基準監督署や県労働委員会の相談ダイヤルの方をご案内差し上げている状況にあります。

- 会長：次に、17番目、事業No.36「セクハラ防止」と、事業No.37「パートタイム労働者などの雇用管理改善制度の周知」に関することです。

委員から「職場のハラスメント撲滅月間にハラスメントに関する特別相談窓口の設置とともに、改正法について説明会の開催を予定している。月間の取組について市の広報誌やHPにおける周知の協力をお願いしたい。」との意見でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

- 会長：産業労政課、回答をお願いします。
- 産業労政課：従来と同様に引き続き周知に努めてまいる予定となっておりますので、青森労働局や県など関係機関と情報共有を図りながら、広報はちのへや市ホームページへの掲載、ポスター・チラシの設置等、各種取組の周知に努めてまいります。以上でございます。
- 会長：次に、8ページに参りまして、18番目、事業No.45「はちのへ創業・事業継承サポートセンター」に関する事です。
委員から「創業支援は公庫も重点的な取組をしており、「8サポ」とは昨年も2つのセミナーを共催させていただいた。今後も「8サポ」と協力して創業者支援、男性だけでなく女性創業者への支援に取り組んで参ります。」との意見です。
- 会長：委員、補足説明はございますか。
- 会長：こちらについてのコメントは、商工課より事務局が預かっているとのことですので、事務局からコメントをお願いします。
- 事務局：事務局より、商工課からコメントを代読させていただきます。
「昨年、御庫と8サポとで実施させていただいた2つのセミナーにおいては、お蔭様をもちまして、創業に興味を持つ大勢の方に御参加いただき、成功させることができました。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、時期は11月頃になりますが、例年実施している「女性創業スクール」の開催を予定しており、引き続き女性創業者への支援に取り組んでまいりたいと考えております。
当市の創業支援におきましても、金融機関の皆様との連携が不可欠であると認識しておりますので、今後とも、お力添えいただけますようよろしく願いいたします。」とのことです。以上です。
- 会長：次に、19番目、事業No.56「保育事業の充実」に関する事です。
委員から二つの質問が寄せられており、一つ目は「R2年度の休日保育事業対象施設の数」と、二つ目は「八戸市は全体で何施設あるのか」についての質問でした。
- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：こども未来課より回答をお願いします。

●こども未来課：①の「R2年度の休日保育事業対象施設の数は何施設ですか」という御質問についてですけれども、こちらは進捗状況シートの方の記載漏れしておりました。申し訳ございません。前年同様の10施設でございます。それから②番「八戸市は全体で何施設あるのでしょうか。」についてですけれども、全体で85施設。こちらは、保育所、認定こども園、小規模保育事業の合計の施設となります。

●会長：続いて、20番目、事業No.57「子育てつどいの広場事業」に関する事です。委員から二つの質問が寄せられており、一つ目は利用者の声として「天候の悪い時（冬期なども含めて）にも利用したいが、荷物などが多く、移動が大変でいけないことへの対策案」と、二つ目は「駐車場が無料であれば利用しやすいことへの対策案」についての質問でした。

●会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

●会長：こちらは、こども未来課より回答をお願いします。

●こども未来課：①の御質問に対してですけれども、小さなお子様を連れての移動は苦勞されることと思いますので、こどもはっちの利用者に対して実施されるアンケートや、関係課はっちとの情報共有によりまして、利便性に関する課題を把握し、随時改善に努めているところでございます。本件の質問に関しましては、ハード面及びソフト面の両方において 総合的に勘案していく必要があると考えております。

②の御質問に対してですけれども、はっちには子育て世帯以外にも様々な方が来場しておりまして、その来場者が近隣のデパート等で買い物をし、その金額に応じた駐車場割引サービスを利用するなど、はっちは中心市街地の経済の活性化を目的の一つとする施設でございまして、こどもはっちは、そのはっちに場所を借りている施設の一つであります。また、自家用車での来場者と、徒歩や公共交通機関を利用する来場者への公共サービスの公平性の観点もございますので、このようなことから、こどもはっちへの来場者のみを対象とした駐車場無料のサービスの実施は、現時点では難しいものと考えております。以上でございます。

●会長：次に、9ページにまいりまして、21番目、事業No.58「子育てサロン支援事業」、事業No.59「地域子育て支援センター事業」に関する事です。委員から「子育てサロン支援事業についての周知方法」と「両事業の利用人数」についての質問でした。

●会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：こども未来課より、回答をお願いします。

- こども未来課：①周知方法でございますけれども、「子育てサロン支援事業」につきましては、市ホームページ、子育て情報web「はちすく」、チラシをはっち、課窓口等に設置しております。

ただし、この子育てサロンですけれども、今年度は新型コロナウイルス対策のため、年度当初から一時休止しておりました。そのため、チラシにつきましては、開催状況が変動しているため今年度は作成していないところでございます。開催状況につきましては、順次ホームページでお知らせしているところでございます。

次に、子育て支援拠点事業についてでございますけれども、市ホームページ、子育て情報web「はちすく」、チラシを子育て支援拠点事業を実施しているものを、各事業者により配布、チラシにつきましては、課窓口にて配布しております。次に②の利用人数でございますけれども、子育てサロン支援事業は、8,338人、子育て支援拠点事業につきましては、25,002人 以上でございます。

- 会長：次は、10ページまいりまして、施策の基本方向Ⅲ「安心・安全な社会づくり」に関する事業についての事前質問にまいります。

22番目、事業No.83 虐待などの防止に関する啓発に関することについては、委員から、三つの質問が寄せられています。

一つ目は、「虐待やDV防止活動として、庁内ポスター配布の効果の検証について」、二つ目は、「洗脳され、正しい判断ができずに抜け出せないでいるような被害者を想定しての働き掛けについて」、三つ目は、「資料に表記されている以外の意識啓発や救済活動、見えない声に対しての対策などについて」の質問でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 会長：こちらについては、こども家庭相談室、高齢福祉課、障がい福祉課の三課が担当課となっておりますので、三課それぞれに回答いただきたいと思います。こども家庭相談室、高齢福祉課、障がい福祉課の順に回答をお願いします。

- こども家庭相談室：まず一つ目ですけれども、虐待やDV防止活動として町内でのポスター掲示につきましては、厚労省より配布されたポスターを活用しまして、目に止めてもらうように通年で行っております。また、幼稚園、保育園、小中学校、関係機関や各町内会へも送付しまして、掲示をお願いしております。効果を検証した訳では

ありませんが、189（いちはやく）という番号は、市民の方々に浸透しているものと思われま。虐待防止月間である11月には、主任児童委員の皆様にご協力を頂きまして、児童防止推進虐待キャンペーンを実施しております。街頭で接する市民の皆様はもちろですが、その時に新聞等やマスコミを通じて、多くの市民の皆様は虐待やDV防止が周知されてものと思っております。

二つ目について回答させていただきます。DVや虐待から抜け出せない被害者には大きく分けて二つの場合があると考えております。一つ目は被害者がパワーレスといわれる状態に陥り、長期に渡って虐げられた事で問題活動をあきらめてしまうことがあります。この場合はDV等の被害者が安心できる状況をつくる事が第一になるので、まずは母子生活支援施設等の一時保護施設の利用や転居について相談します。そして身の安全を確保した上で被害者の心身の回復に合わせながら、今後の生活について収入を得る方法や住まいの確保、離婚協議など幅広い内容にきめ細かくフォローして行きます。生活再建について相談することも被害者の安心感を醸成することになると考えております。

また、相談しようとなさらない場合もありますが、先ほどお話ししたようにきめ細かい対応をしていきますよということをお伝えしながら翻意を促していきます。

もう一つは、被害者が共依存や「イネイブラー」といわれる状態に陥り、自ら暴力がある環境に戻ってしまうことがあります。その場合も「パワーレス」と同じく何回も面接を重ねるなど、電話連絡などを重ねて被害者自身が状況を客観視できるよう働きかけます。「イネイブラー」というのは聞きなれないと思いますが、本人が自覚のないまま、陰で助長しているようなことを言います。こちら「世話焼き人」と訳されることもあるということです。被害者の方と本人の自己決定がせめぎ合って容易でない状況が多くありますが様々な手段を試しながら支援に取り組んでいるところです。

三つ目ですけれども、令和2年8月11日に、こども家庭相談室が八戸市総合保健センターに移転したため、今年度、改めて市内の保育園等及び民生委員児童委員様に相談窓口の移転と、児童虐待防止法の改正により児童への体罰が禁じられたことを周知いたしまして、情報提供をお願い致しました。さらに年内には小中学校の各関係機関に対しても支援内容をお伝えしながら情報提供をお願いしていく予定でございます。以上でございます。

●高齡福祉課：続きまして、高齡福祉課より高齡者についてご回答いたします。

①につきましては、当課はティッシュ配布などの啓発はしてございませんので、②と③についてお話しいたします。

高齡者に対しましては、市内12の日常生活圏域に設置しております高齡者支援センターが、担当する地区の高齡者住宅を訪問し、何らかの支援が必要であるのに適切な支援に繋がっていない高齡者や、虐待等により権利を侵害されている高齡者等を早期発見し、介護予防や介護保険サービス等の適切なサービスにつなぐ、あるいは高齡者を家族からの虐待から守るなどの支援をし、高齡者の安心安全な日常生活を支えるように努めております。さらに高齡者虐待防止に関する啓発として、年に一回市民を対

象とした研修会を開催しております。加えて当課及び高齢者支援センターの相談窓口
に当課作成によります虐待防止に関するリーフレットを設置してございます。以上で
ございます。

- 障がい福祉課：障がい福祉課からは、啓発という観点からご回答したいと思います。
障がい福祉課では特に予算措置はしておりませんが、障害者虐待防止に関する啓発と
して国や県から配布されるパンフレットを設置したり、ホームページに掲載するなど
したりしております。また、多くの障害者の方が障害福祉サービス事業所を利用して
おられるものですから、事業所に対する集団指導、これは340余りの事業所がござい
ますけれども、それに対する集団指導、個別の現地指導実施の際、これは昨年度120
カ所ほど行っておりますけれども、その際に事業所内での虐待に関する研修を徹底す
るよう指導すると共に何かあった場合には市に相談するように呼び掛けているところ
でございます。以上でございます。

- 委員：被害者の保護はもちろんですが、加害者側への働きかけをもっと進めて行って
頂きたいと思います。教育現場や部活動では、指導の一環としての暴言、体罰、無視
と言った言動が、未だ見受けられると思っております。そういった方も近年は部活動廃
止の流れです。学校から離れた、市から離れた市民活動が増え、更に多様化していく
と思われます。
家庭内、教育現場、地域活動での加害意識のない大人から、虐待の芽を摘み取る活
動、何故加害者になってしまうのか、など、是非加害者側にも目を向けた防止策、啓
発活動等を進めて行って頂きたいと思っております。以上です。

- 会長：ありがとうございます。加害者へのそういった働きかけもして行っていただき
たいと思います。

- 会長：それでは12ページに移ります。23番目、「事業No.8 家庭女性相談事業」に関
することです。二つ寄せられています。
一つ目は相談員に関しての採用方法や基準について、また二つ目は相談員に対する
解決状況や相談者側の満足度などといった相談員に対する評価方法についての質問で
した。

- 会長：こちらはこども家庭相談室より回答お願いしたいと思います。

- こども家庭相談室：まず一つ目ですが、家庭相談員については要綱により定めており
まして、履歴書及び面接にて採用しております。学校教育法に基づく大学又は旧大学
に基づく大学において、児童福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専修す
る学科、またはそれらに相当する課程を修めて卒業した者、医師、社会福祉主事とし
て2年以上児童福祉事業に従事した者、これらに準ずるものであるものであって、市

長が認めた者ということで、いずれかというところで採用しております。女性相談員については、現在、要綱には資格の有無などの基準はありませんが、面接を行い採用しております。

現在の女性相談員 2 名につきましては、女性相談事業として平成 17 年度から任用しております。それ以前は県の相談員として 10 年以上の経験のある者であります。今後は、子ども家庭総合支援拠点や DV 支援センターの設置を目指しております。業務も追加されることから、女性相談員についても新たに基準を設ける事を検討しております。

二つ目の回答ですが、相談利用者からの満足度については、相談者が匿名であったりすること事も多く実施に至っておりませんが、他都市の事例などを参考にしながら検討していきたいと思っております。解決状況については、確認しております。即日解決できない案件については、継続して解決に向けて支援を行っております。対応内容の報告により、支援が適切であるか確認しまして助言指導を行っております。

また、今年度より会計年度職員も職員同様に人事評価制度の対象になっておりますことから、日々の業務内容から評価がなされることとなります。以上でございます。

- 会長：次は、13 ページにまいります。24 番目、事業No.91「八戸市防災会議への女性委員の登用」、そして事業No.92「避難所運営体制の整備」、そして事業No.93「自主防災組織リーダー育成事業」に関する事です。

- 会長：こちらについては、委員から二つ質問が寄せられています。

一つ目は、「避難所運営マニュアルの改訂などに女性の意見も反映されているのか、自主防災組織リーダー研修会にこれまで女性の参加があるのかなど、防災関連事業への女性の参画状況について知りたい。」という質問です。二つ目は、「女性の参画を推進するために、どのような取り組みを行っているのか教えていただきたい。」との質問でした。

- 会長：委員、補足説明はございますか。

《補足なし》

- 防災危機管理課：防災危機管理課からは二点のご質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、一つ目の御質問ですが、八戸市防災会議は、八戸市地域防災計画を作成し、その実施を推進する機関でありまして、避難所運営マニュアルについて意見を頂くことはございませんが、現在、国で示す避難所運営ガイドラインを参考にしまして、女性への配慮すべき対策についても盛り込むよう、改訂作業を今年度進めている状況でございます。また、防災関連事業への女性の参画状況についてですが、女性防災リーダー等の現状としましては、令和 2 年 8 月末現在で、八戸市自主防災会連絡協議会 66

団体のうち会長となっている女性は2名、消防団員1,306名のうち女性団員が27名、市内の防災士441名のうち女性が45名となっており、防災活動に関わる女性の人数は年々少しずつではありますが増加傾向にあります。

そして、リーダー育成の取り組みについては、自主防災組織リーダー研修会には女性も参加しており、令和元年度においては参加者83名のうち、女性は7名となっております。さらに、自主防災会、避難所の施設管理者、市職員を対象にHUG訓練、HUG訓練というのは、避難所運営ゲームを略して、図上訓練の一種とお考えいただければよいと思うのですが、HUG訓練を実施しておりますが、参加者42名のうち女性は6名となっております。

続いて二つ目の御質問に対する回答ですが、現在市では、「八戸地域女性消防クラブ協議会」や地域の女性団体が企画する研修会などへ職員を派遣し、防災に関する講話を実施しているほか、県が主催する女性対象の防災研修会につきましても、各自主防災組織や女性団体、民生委員等へ参加の呼びかけを行っているところであります。

まず、防災会議の委員の女性の割合等につきまして、NO14附属機関などの委員の男女構成比率の状況を反映している部分もあるかと思えます。女性比率や防災対策につきましては、一足飛びの啓発手段はないものですが、まちづくりイベントや環境イベント、また子ども向けのイベントなど、様々な機会に防災を考えてもらえるよう、防災だけではなく、防災も、というアプローチを考えていきたいと思えます。

- 会長：次は、14ページに参りまして、最後の事前質問になります。
25番目、事業No.101「健康教室・健康相談」に関することについては、委員から「R2年度は中止となっているが、今後WEB等の代替え策等があるか否かについて」もう一つ目は、「コロナ関連の相談の有無と相談があった場合の内容について」の質問でした。
- 会長：委員、補足説明はございますか。
- 会長：健康づくり推進課より回答をお願いします。
- 健康づくり推進課：一つ目の質問について、新型コロナウイルスの影響により開催を見合わせていた健康教室及び健康相談は、感染症予防対策を図りながら7月から再開しているところでございますが、地区公民館を会場に介護予防等に関する講演や実技等の内容で実施している元気アップ出前健康講座については、参加者の約8割が高齢者で、やはり新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高いことや、会場の確保が困難であったこともあり、開催を見送っている状況でございます。
WEB等の活用につきましては、高齢者の利用が難しいことも考えられるため、今後はニーズに応じまして、パンフレット等を提供するなど、普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。
二点目の質問についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に関する健康相談については、「帰国者・接触者相談センター」で受け付ける相談以外の一般的な健康

相談に対応しております。令和2年2月7日から開始いたしまして、8月末現在で延1,735件の電話相談を受けております。その内容としましては、症状や予防に関する一般健康相談が全体の約4割、医療機関での検査や受診についてが3割となっております。以上でございます。

●会長：これで、事前にいただいておりました質問・意見は終了いたしました。ほかに新たに気付いた点、御質問などございますか。

●委員：質問ではなく意見ですけれども、ハラスメントの防止ということで法改正がありまして、パワーハラスメントについても防止するように企業に努力させることになりました。これはですね、セクシュアルハラスメント、あるいはマタニティーハラスメントといったことに中心を置いていたのですが、パワーハラスメントについても一括して防止するようにと。

青森労働局では、雇用環境・均等室とかなり積極的に県内の事業所と連携して、ハラスメントの防止であるとか、ハラスメントの取組の相談窓口の設置、あるいは解決機関の設置のような、周知説明をする活動をしております。

青森県内の事業所における社会保険労務士の関与率というのは42%ほどありまして、ほぼ半分近い事業者には社会保険労務士が何らかの形で対応している。そうすると社会保険労務士では相談に応じて、ハラスメントの防止に関して、顧問先ですとか、関与先に対して、周知説明してきちんと対応するように指導しているところであります。

もう一点は、昨年からの働き方改革という、その中で働き方改革の中の同一労働同一賃金という項目があるのですけれども、これはパートタイマーですとか、有期雇用者、あるいは派遣労働者といった、どちらかというとな女性の働き方が多い職種について、正社員に比べて特に賃金体系とかバランスの取れた賃金制度にするようにと、基本給だけではなくて、各種手当、パートタイマーだから低くしていいというものではないということで、正社員と比べてバランスが取れた賃金がなされるようになりました。厚生労働省では全国社会保険労務士連合会に対して、企業への周知、説明、取組について積極的に取り組んでほしいということで事業委託を実施しております。

今年には青森県内で500社程度の企業に対して、積極的に社会保険労務士が出かけて行って、その働き方改革について、周知していく活動を実施しているところであります。

その中で、今年にはコロナで少し足踏みしましたがけれども、少子化による労働者人口の減少というこれがなお影響していて、女性の働き方についても十分向上していかなければならないという企業意識が高まり、パートタイマーや有期労働者についても特に賃金制度についての改善に取り組みたいという企業が増えております。

世の中の流れとしては、たまたまですけれどもその少子化、労働人口の減少というのは、特に女性の賃金制度、給料体系の向上に大きく影響していくのではないかとこの風に考えておまして、この流れを八戸市としてバックアップしていければよいのではないかと考えております。

- 会長：産業労政課の関係でしょうか。
- 産業政策課：産業労政課の方でも、国のハラスメントの撲滅月間ですとか、法改正に合わせた周知等を随時実施しておりますし、チラシの配布ポスターの掲示等において、積極的に協力してきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
- 会長：委員、よろしいですか。
それでは、本日、審議されました質問・意見については、事務局でまとめていただきたいと思えます。
- 会長：本日予定していた案件は以上ですが、その他、委員の皆様から何かございますか。
- 会長：事務局から何かございますか。
- 事務局：委員の皆様におかれましては、本日は、貴重なご質問・御意見等を賜り、誠にありがとうございました。
さて、前回の審議会で時期未定としておりました市民及び事業所アンケートについてですが、お陰様で、国勢調査が終了する10月20日（火）を目途に発送いたしまして、11月20日（金）を締め切り日として実施する予定で、現在準備を進めております。
なお、次回の男女共同参画審議会についてですが、アンケート集計・分析等の進捗状況を見計らいなら、来年2月頃の開催を目指しております。
その時期を目安といたしまして、皆様の日程を調整のうえ、詳細を追ってお知らせしますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 会長：本日いただきました意見につきましては、事務局で「意見書案」としてまとめて、委員の皆様から確認いただいた後、市長への「意見書」提出と、各課への通知を行いたいと思えます。それでは以上で本日の議事を終了し、進行を司会へお返しします。
- 司会：委員の皆様、本日は貴重な御意見等をありがとうございました。
これをもちまして、「令和2年度第2回八戸市男女共同参画審議会」を終了いたします。